

令和6年度 魅力発信動画制作補助金のご案内

令和6年4月



荒川区

【申請情報の取り扱いについて】

本事業への申請に係る提出書類により荒川区が取得した個人情報等については、次の目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により定めがある場合を除きます。)

- 本事業における審査
- 本事業の事務連絡や運営管理
- 申請者を特定できない形態に加工した統計データ作成
- 荒川区の各種経営支援施策のご案内をする場合があります。(希望されない方はお申し出ください。)

目 次

1	事業内容・目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業.....	1
4	補助対象期間.....	1
5	補助対象経費.....	2
6	補助内容	2
7	申請期限	2
8	申請方法	2
9	交付決定等	2
10	実績報告	3
11	補助金額の確定及び交付.....	3
12	補助金の交付決定の取り消し及び返還.....	3
13	その他.....	3
14	交付申請等の受付相談窓口	3
15	交付申請書類作成のポイント及び記載例	4

1 事業内容・目的

動画サイトやホームページ等で自社の経営上の魅力や強みをPRするため、製品紹介等の動画を制作する荒川区内の中小企業者に対して、その制作経費の一部を補助することで訴求効果の高いPR用動画制作を支援することにより、販路開拓等のマーケティング力や事業連携による経営基盤等の強化を促進し、区内産業の活性化を目的とするものです。

2 補助対象者

次の全ての要件に該当する場合が対象となります。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者で区内に本社を有する者又は複数の事業者によって構成され会則等を備えて自主的な団体活動を行う者で、区内に本社を有する者が構成員の3分の2以上を占める団体

申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は前年度分個人住民税を滞納していない者
魅力発信動画制作補助金の交付を年度内に受けていないこと。

特例があります！

経営革新計画の承認を受けた場合又は荒川区主催のビジネスコンテスト（新製品・新技術開発やビジネスプランを表彰するもの）で受賞した場合は、年度内に本補助金を受けていても、各場合における全ての要件を満たすことにより、再度申請することができます。

対象要件

- 経営革新計画の承認を受けた場合（承認につき1回加算）
 - ・ 計画に記載された新製品等がPR用動画内に盛り込まれること。
 - ・ 原則、計画期間の終期が属する年度内又はその翌年度内に補助金の交付申請をすること。
- ビジネスコンテストで受賞した場合（受賞につき1回加算）
 - ・ 受賞対象となった新製品等がPR用動画内に盛り込まれること。
 - ・ 新製品・新技術大賞を受賞した場合は受賞年度から翌年度までに、ビジネスプランを受賞した場合は受賞年度からその翌々年度までに、補助金の交付申請をすること。

同一年度において、経営革新計画が完了し、かつビジネスコンテストで受賞した場合は、特例は1件のみの適用とします。これにより、同一年度において、特例を活用した申請機会は年度2回までとなります。

3 補助対象事業

販路開拓や事業連携等を目的とするPR用動画の制作経費の一部を補助します。

ただし、PR用動画を、動画サイトやホームページ等ウェブ上で必ず公開する必要があります。

実写、アニメーション等の別は問いません。

新規制作だけでなく、既存動画のリニューアルも対象です。

次のものの制作経費は対象外です。

テレビコマーシャル

単なるイメージ映像（視聴者に具体的な製品やサービス等の特長を想起させないもの）

自主制作のもの

経営者等の半生記や自叙伝に類するもの

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

補助金交付申請日の翌日以降に支払った経費が対象です。

5 補助対象経費

上記の期間内に制作され、令和7年3月31日までに動画制作事業者へ支払う制作委託費ビデオカメラや編集ソフト等の購入費等自主制作に係るものは対象外です。

6 補助内容

補助率 制作委託費の2分の1（千円未満端数切り捨て）

限度額 10万円

制作するPR用動画の本数に制限はありませんが、10万円が総経費に対する限度額です。国等の機関からPR用動画の制作経費に対する補助金を受ける場合、当該補助金額を差し引いた後の額を本補助事業での補助対象経費とします。

7 申請期限

動画制作事業者と制作委託契約を締結する日の前日まで。

契約締結（制作着手）後の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

8 申請方法

次の申請書類（各1部）を、3ページの「14 交付申請等の受付相談窓口」へ持参又は郵送してください。

荒川区経営革新等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）

動画制作企画書（別記第1号様式（別紙13））

動画制作収支予算書（別記第1号様式（別紙14））

支払予定額の説明資料（動画制作事業者の発行する見積書の写し）

申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は前年度分個人住民税の納税が確認できる書類（領収書、納税証明書、非課税証明書等）

承認を受けた経営革新計画書【経営革新計画承認による特例申請の場合のみ】

受賞通知等【ビジネスコンテスト受賞による特例申請の場合のみ】

個人事業主の場合、事業所の所在地が確認できる書類（税務署への開業届等）をご提出いただく場合があります。

記載欄が不足する場合は、別紙（任意の様式）に記載してください。

9 交付決定等

申請書類の正式受理後、ご提出いただいた書類に基づき、販路開拓や経営基盤強化等を実現するために、「製品・サービス」、「技術力・生産体制」、「経営者や従業員の熱意・企業風土」などの特長を効果的に説明又は表現できるかという観点から交付決定の可否を決定します。

なお、PR用動画内には、企業名、製品名、サービス名、事業所連絡先等が必ず明記されている必要があります。（動画の構成やデザインの都合上、必ずしも全て明記されている必要はありませんが、当該PR用動画の視聴者に対して、製品やサービスを提供する企業等を具体的に想起させる説明又は表現が必要です。）

交付決定通知に記載の交付決定額は予定額です。

10 実績報告

PR用動画は補助金の交付申請をする年度内に完成させ、ウェブ上で速やかに公開した上、次の報告書類（各1部）を、3ページの「14 交付申請等の受付相談窓口」へ持参又は郵送してください。

【報告書類提出最終期限】

令和7年3月29日(金)必着

荒川区経営革新等支援事業実績報告書(別記第7号様式)

動画制作実績書(別記第7号様式(別紙10))

動画制作収支決算書(別記第7号様式(別紙11))

完成後のPR用動画が公開されている画面をコピーしたもの(内容確認用)

支払経費が確認できる書類(内訳等内容がわかる領収書等の写し)

上記の別記第7号関連様式は、交付決定を受けた申請者に後日お渡しします。

記載欄が不足する場合は、別紙(任意の様式)に記載してください。

補助金のお支払いは実績報告後になります。PR用動画公開後、早めにご報告いただければ、その分、補助金のお支払い手続きが早くなります。

11 補助金額の確定及び交付

ご提出いただいた実績報告書類の確認を行い、補助金額を確定します。その後、申請者からの請求書(別記第9号様式)に基づき、補助金をご指定の口座に振り込みます。

なお、補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

上記の別記第9号様式は、補助金額が確定した申請者に後日お渡しします。

12 補助金の交付決定の取り消し及び返還

申請内容の変更等が生じた場合の届出や実績報告等の提出義務を遵守しない場合に加えて、不正の手段により補助金の交付を受けるなどした場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この際、既に交付済の補助金については、原則として違約金等を加算の上、期限を定めて返還していただきますので、十分にご注意ください。

13 その他

申請等に使用する代表者印(認印、社判不可)は統一してください。

申請及び実績報告の際に要する経費(書類の作成、提出に要する経費)は全て申請者の負担となりますので、予めご了承ください。

知的財産権等その他の権利侵害などに関する問題が発生した場合、荒川区は一切関知しませんので、申請者の責任において十分にご注意ください。

14 交付申請等の受付相談窓口

申請書・実績報告書は受付相談窓口にご提出ください。また、提出書類や手続について不明な点につきましても、受付相談窓口へお気軽にお問い合わせください。

〔受付相談窓口〕

荒川区 産業経済部 経営支援課 産業活性化係(魅力発信動画制作補助金担当)

〒116-8501 東京都荒川区荒川 2-2-3

電話 03-3802-3111(内線 458) FAX 03-3803-2333

15 交付申請書類作成のポイント及び記載例

別記第1号様式

令和 年 月 日

荒川区長 殿

代表者印
認印、社判は不可

所在地 荒川区荒川2-1-5
 企業名 株式会社 あらかわ産業
 代表者職氏名 荒川 一郎 印
 担当者氏名 町屋 三郎
 連絡先 3803-2311

実際に申請手続を行う方

荒川区経営革新等支援事業補助金交付申請書

荒川区経営革新等支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

<p>1 対象事業名</p> <p>該当する補助事業等の番号を で囲んでください。</p>	<p>(1) 新製品・新技術開発補助 新製品開発 新技術開発</p> <p>(2) 産業財産権取得補助 特許権 実用新案権 意匠権 商標権</p> <p>(3) ISO認証等取得補助 ISO9000シリーズ ISO14000シリーズ ISO22301 ISO27000シリーズ ISO50001 エコアクション21 エコステージ プライバシーマーク</p> <p>(4) 見本市等出展補助 (基準年度、平成27年度) 国内(基準年以降:初回)</p> <p>(5) 催事出展料等補助</p> <p>(6) 魅力発信動画制作補助</p> <p>(7) ホームページ作成補助</p>
<p>2 補助金申請額</p>	<p>金 1 0 0 0 0 0 円</p>
<p>3 添付資料</p>	<p>裏面に記載の資料を添付してください。</p>
<p>4 備考</p>	

補助率は制作委託費の1/2で、
限度額は10万円です。

補助金申請額の頭部に「金」を記載してください。

動画制作 企画書

企業概要 (事業内容)	事業内容を具体的に記載してください。
制作内容及び PRする点	制作するPR用動画の内容・構成について具体的に記載してください。 また、その内容・構成の企画意図とそれにより、PRする点を具体的に記載してください。
期待する成果	PR用動画をインターネットで公開することにより、どのような成果を期待するか具体的に記載してください。
制作委託期間	令和6年5月 ~ 令和6年7月
公開予定媒体	・自社ホームページ ・動画サイト(【例】YouTube、ニコニコ動画 等) ・その他()
公開予定日	令和6年8月1日

記載欄が不足する場合は別紙に記載すること。

中小企業新事業活動 促進法に基づく 経営革新計画	承認の有無	承認年月
	有 ・ 無	令和 年 月
荒川区新製品新技術大賞 荒川区ビジネスプランコンテスト	受賞の有無	受賞年月
	有 ・ 無	年 月
他の機関からの 補助金受給状況	機関名	受給額
	なし	円

経営革新計画の承認を受けている場合は、計画書の写しを併せて提出すること。

動画制作 収支予算書

〔収入の部〕

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
自己負担金	110,000	
区補助金	100,000	補助率1/2、限度額10万円(千円未満切捨)
他補助金		
合 計	210,000	補助金申請額と同額 支出合計額と同額

〔支出の部〕

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
撮影料	100,000	
編集料	70,000	
ナレーション料	40,000	
合 計	210,000	収入合計額と同額